

感対第2137-2号  
令和4年 2月17日

一般社団法人埼玉県薬剤師会会員 様

埼玉県保健医療部長 関本 建二  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応に係る  
本県の対応について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、オミクロン株の感染急拡大を受け、令和4年1月24日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」が発出されました。

このことについて、本県においては下記のとおり対応することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、この対応については2月10日から当面の間の適用となりますので、終了時にはあらためてご案内いたします。

記

○ 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を可能すること。

※ 届出に当たっては、本対応を行う場合については疑似症患者として届出をお願いします。

また、疑似症患者として診断後、公費については通常の軽症者と同じ扱いとなります。

感染症対策課  
感染症・新型インフルエンザ対策担当  
TEL：048-830-3557  
E-mail：a3510-17@pref.saitama.lg.jp